

【香南市サイクリングターミナル指定管理者募集要項】

香南市サイクリングターミナルについて管理運営業務を行う指定管理者を公募します。

1 施設概要

- (1) 住所 高知県香南市夜須町手結山1304番地
- (2) 名称 香南市サイクリングターミナル
- (3) 敷地面積 5,073.16㎡
建築面積 646.20㎡
延床面積 1,267.89㎡
- (4) 開業年月 昭和60年4月
- (5) 建物構造・面積 鉄筋コンクリート造3階建
 - 1階 526.19㎡
 - 2階 415.43㎡
 - 3階 326.27㎡
 - 計 1,267.89㎡
- (6) 収容人員 80名
- (7) 建物の概要

(室名)	(面積等)
〔1階〕 玄関ホール	51.41㎡
ロビー	53.53㎡
事務室	22.62㎡
管理人室	13.91㎡
研修室	69.73㎡
機械室	41.74㎡
大浴場・脱衣室	57.68㎡
小浴場・脱衣室	28.92㎡
男子・女子トイレ	23.76㎡
自転車格納庫	100.09㎡
屋外トイレ	3.88㎡
廊下・その他	58.92㎡
〔2階〕 和室（48畳・1室）	109.18㎡(24人収容)
和室（8畳・2室）	38.93㎡(8人収容)
食堂	104.00㎡
厨房	37.47㎡
休憩室	7.35㎡
前室	1.55㎡
職員トイレ	1.75㎡

洗面コーナー	13.98㎡
リネン室	14.95㎡
男子・女子トイレ	31.61㎡
廊下・その他	54.62㎡

〔3階〕和室（6畳・6室）	88.88㎡(18人収容)
洋室（4人用・6室）	73.36㎡(24人収容)
洋室（6人用・1室）	27.09㎡(6人収容)
洗面コーナー	14.08㎡
リネン室	14.95㎡
男子・女子トイレ	31.65㎡
廊下・その他	76.26㎡

- (8) 付属施設 駐車場・テニスコート（3面）
 空調機器
 浴室用機器 灯油・ボイラー

- (9) その他 自転車 78 台

2 業務目的

香南市サイクリングターミナルの管理運営業務について、地方自治法及び香南市サイクリングターミナル設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）の趣旨により、香南市サイクリングターミナルの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られることを目的とします。

香南市サイクリングターミナルの管理・運営については、次に掲げる項目に沿って行うこととします。

- (1) サイクリングによって安全、快適かつ経済的に自転車旅行を行えるような宿泊及び研修施設として良好に管理運営し、安全、清潔、快適に利用できるようにすること。
- (2) 利用対象者の平等な利用とサービスの向上が図られるものであること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 利用料金と市からの指定管理委託料による歳入範囲内で管理運営を計画し、適正実行すること。

3 指定管理者が行う業務

- (1) 指定管理者が行う業務は次のとおりです。

- ①行為の許可等に関すること
- ②利用の許可等に関すること
- ③利用料金の収受に関すること
- ④利用料金の減免に関すること

⑤利用料金の還付に関すること

⑥指定管理者が行う監督処分に関すること

⑦香南市サイクリングターミナルの施設及び設備の維持管理に関する業務

ア 職員の雇用等に関すること

イ 職員の勤務形態は、香南市サイクリングターミナルの運営に支障がないよう定めてください。(労働基準法ならびに労働安全衛生法に準拠すること)

ウ 香南市サイクリングターミナル施設周りの刈込、下草刈り、除草を行ってください。

また、散水は必要に応じて実施してください。作業にあたっては、施設の利用者に十分配慮するとともに、枯死を防ぐ等の維持管理をお願いします。

エ 香南市サイクリングターミナル各施設やレンタルサイクルについて、安全かつ快適に利用できるよう必要な点検、不具合の補修、修繕等の維持管理を行ってください。(維持管理方法や実施計画回数等を提案してください)

オ 香南市サイクリングターミナルについては施設利用者が快適に利用できるよう清掃してください。(清掃方法と実施計画回数について提案してください。トイレの清掃については、必ず提案してください)

カ 香南市サイクリングターミナルの利用状況を把握し、事故・犯罪等を防止するため巡視をお願いします。

⑧その他市長が必要と認める業務で協定書に記載した業務

※ 注意事項

指定管理者は、本業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできません。

4 開設時間等について

(1) 休業日 原則として年中無休とします。

(2) 利用時間 原則として以下のとおりとします。ただし、指定管理者が必要であると認める場合であって、あらかじめ市長の承認を得たときは、これを変更することができるものとします。

① 休憩 午前10時から午後4時まで

② 宿泊 午後4時から翌日の午前10時まで

③ 研修室の利用 午前8時から午後10時まで

④ 自転車及びテニスコート貸出し 午前7時から午後7時まで

5 指定期間について

令和9年4月1日から令和14年3月31日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

6 経費等について

(1) 香南市は、指定管理業務に必要な経費を、下記の金額を上限に、毎年度の予算の範囲内において、指定管理者に指定管理委託料としてお支払いいたします。なお、指定管

理委託料の具体的な金額や支払い方法等は、指定管理者と協議のうえ、毎年度ごとに協定書で定めます。

年間指定管理委託料上限額 9,542,000円

- (2) 利用料収入については、指定管理者の収入とします。
- (3) 会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとし、決算確定後30日以内に事業報告書を提出してください。
- (4) 事業の未実施、規模縮小等により、過大と認められる年度残額(余剰金)が生じた場合は、香南市へ返還していただくことがあります。

7 法令等の遵守

香南市サイクリングターミナルの管理運営にあたっては、次に掲げる法令をはじめ関連する法令等を遵守してください。

- (1) 香南市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例、同施行規則
- (2) 香南市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例、同施行規則
- (3) 香南市個人情報保護法施行条例、同施行細則
- (4) 香南市情報公開条例、同施行規則
- (5) 香南市環境基本条例
- (6) 地方自治法、消防法、旅館業法、食品衛生法、労働基準法など

本指定管理期間中に上記に規定する法令に改正があった場合は、改正された内容を遵守してください。

8 指定管理者の募集

(1) 応募資格

香南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例及び、香南市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則に準じて募集します。

- ① 団体であること（法人格の有無は問わない）
- ② 団体又はその代表者が次の者に該当しないこと
 - ア 法律行為を行う能力を有しない者
 - イ 破産者で復権を得ない者
 - ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項（同条を準用する場合を含む）の規定により、一般競争入札等の参加を制限されている者
 - エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取り消しを受けたことがある者
 - オ 指定管理者の指定を管理の委託とみなした場合に、地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む）又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - カ 指定管理者の指定の手続きにおいて、その公平な手続きを妨げた者又は公平な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - キ 国税（法人税及び消費税）、都道府県税又は、香南市税（香南市に事業所を設置

していない事業所は、本店の届出をしている自治体の税）を滞納している団体。
（法人以外の団体にあつては、その代表者が国税（所得税、消費税）、都道府県税
又は香南市税（香南市に住所を有さない場合は、住所を管轄する自治体の税）を
滞納している団体。）

ク 香南市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則第2条第2項第5号
に規定する者

- ③ 団体の人員の数、資産の額その他経営の規模及び能率が該当施設を管理するにあ
たって適当と認められること
- ④ 施設を管理するにあたって資格、免許等が必要な場合は、その資格等を有している
こと。または、必要な時期までに取得できること。
- ⑤ 施設の性質又は目的に応じ、施設を管理するにあたって必要である事項を備えて
いること
- ⑥ 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）における適格請求書発行事業
者として登録を受けた又は指定期間開始までに登録を受ける予定である団体等であ
ること

（２）提出書類

次の書類を提出してください。

- ① 香南市公の施設に係る指定管理者指定申請書（様式第1号）
- ② 香南市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例第18条の業務に係
る事業計画書（別紙1）
- ③ 香南市サイクリングターミナルの設置及び管理に関する条例第18条の業務に係
る収支計画書（別紙2）
- ④ 団体の定款若しくは寄附行為及び登記事項証明書（申請日前3か月以内に取得し
たもの）又は規約等これに準ずる書類（法人以外の団体は、代表者の住民票の写
し、身分証明書）
- ⑤ 直近2年間の経営状況のわかる書類（貸借対照表、損益計算書、利益処分（損失利
益）に関する書類）
- ⑥ 団体の予算関係書類（直近1年分の事業計画書、資金収支計算書又はこれに準ずる
書類）
- ⑦ 団体の組織及び運営に関する事項を記載した書類
- ⑧ 設立趣旨、事業内容のパンフレットなど、団体の概要が分かるもの
- ⑨ 役員名簿及び経歴を記載した書類
- ⑩ 納税証明書
国税：未納の税額がないことの証明 証明書の種類「その3」
県税：滞納がない旨の証明
市税：滞納がない旨の証明
- ⑪ 暴力団排除に関する誓約書及び照会承諾書
- ⑫ その他必要と思われるもの（類似施設における業務実績を記載した書類、資格証
の写しなど）

(3) 募集期間及び申請書の提出先

① 募集期間

令和8年8月1日(土)～令和8年9月30日(水)まで
(午後5時必着)

② 提出先

〒781-5292 香南市野市町西野 2706
香南市商工観光課
電話0887-50-3013 FAX 0887-50-3014
メールアドレス shoukou@city.kochi-konan.lg.jp

③ 提出方法

追跡情報が残る郵送又は持参

④ 提出書類はお返しいたしません。なお、提出された書類は、審査のため複写すること、また情報公開の請求により開示することがあります。

⑤ 申請に要する費用は申請者の負担とします。

(4) 質問等に関する事項

募集要項の内容等に関する質問については、次のとおりです。

① 質問事項の受付期限

令和8年9月15日(火)午後5時15分まで

② 質問方法

質問書にご記入の上、ファックス又は電子メールで商工観光課まで提出ください。
※口頭・電話での質問は受け付けません。

③ 回答方法

随時回答します。なお、質問及び回答は、全申請者に公表およびホームページ等で公開します。

※事前に現地施設を視察したい場合は、前もって商工観光課に連絡してください。

(5) 指定管理者の選定について

① 選定は、公の施設に係る指定管理者選定委員会において選定し候補者を決定のうえ、香南市議会の議決を経て指定されます。

② 原則として、提出された書類で審査を行いますが、個別にヒアリングを実施することがあります。この際は別途ご連絡します。

③ 提出された書類について、内容が明瞭でない場合、また現実的でないと認められる場合においては失格とすることがありますので、具体的かつわかりやすい申請に努めてください。

④ 選定については、下記別表の審査項目に基づき行います。

⑤ 選定結果については、公の施設に係る指定管理者選定委員会後に書面でお知らせします。

9 その他

(1) 備品等の修繕は、一件10万円(消費税及び地方消費税を含む)を超えないものは、原則指定管理者の負担となります。ただし、災害によるもの及び10万円(消費税

- 及び地方消費税を含む)を超えるものについては香南市と協議してください。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営にかかる各種規定・要綱等を作成する場合は、香南市と協議してください。
 - (3) 香南市は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地調査を行うことがあります。
 - (4) この要項に記載のない事項については香南市と協議を行い決定します。

10. 問い合わせ先

香南市商工観光課

〒781-5292 香南市野市町西野 2706

TEL 0887-50-3013

FAX 0887-50-3014

E-mail shoukou@city.kochi-konan.lg.jp

(別表) 香南市サイクリングターミナル指定管理者審査基準表

(1) 収支計画書	20 点
① 安定して管理運営が行える適正な収支予算となっているか	
② コスト削減につながる提案がなされているか	
(2) 施設の運営・維持管理等	45 点
① 基本方針が施設の設置目的に合致しているか	
② 施設の維持管理と清掃による適正な衛生管理が図られているか	
③ サービス向上が図られているか	
④ 利用促進の施策に創意工夫はあるか	
⑤ 利用者の意見や要望を運営に反映させる工夫がなされているか	
⑥ 苦情処理の体制は明確になっているか	
⑦ 個人情報の適切な取り扱いが行われているか	
⑧ 防犯、防災対策は適切か	
⑨ 災害や事故等緊急時の体制、対策は適切か	
⑩ 表示や警備員の配置等、利用者の安全確保が図られているか	
⑪ 宣伝広報等の取り組みができてくるか	
⑫ 各種イベントとの連携が図られているか	
(3) 業務遂行能力	35 点
① 安定して管理運営業務が遂行できる組織体系か	
② 施設管理に適した職員が配置されているか	
③ 安定的な運営が可能な財政状況にあるか	
④ 地域や地元団体等との連携が図られているか	
⑤ 地域内調達が図られているか	
⑥ 地域の雇用創出につながっているか	
⑦ 地域への経済波及効果が期待されるか	
⑧ リサイクル等環境に配慮した取り組みを行っているか	
⑨ 騒音やごみ処理などについて周辺住民等への配慮がなされているか	
⑩ 職員の育成について方針等が明確になっているか	
⑪ その他業務遂行上必要と思われる事項について	

【参考資料】

令和元年度から令和 7 年度までの利用状況

1. 利用状況

年度	宿泊者数	レンタサイクル	テニス	研修室	備考
R 元	2,307 人	1,809 台	150 回	25 回	
R2	869 人	1,704 台	81 回	11 回	※新型コロナウイルス感染症による影響あり
R3	1,439 人	1,897 台	88 回	18 回	※新型コロナウイルス感染症による影響あり
R4	3,245 人	1,787 台	127 回	21 回	
R5	3,966 人	1,190 台	41 回	16 回	
R6	3,628 人	1,062 台	67 回	14 回	
R7	4,070 人	1,180 台	33 回	11 回	

2. 利用料金

<u>宿泊料金</u>		<u>レンタサイクル</u>	
一 般：4,400 円		中学生以上：500 円（6 時間以内）	
中学生：3,960 円		1,000 円（6～12 時間以内）	
小学生：3,520 円		小学生以下：250 円（6 時間以内）	
幼 児：2,860 円		500 円（6～12 時間以内）	
<u>テニスコート</u>		<u>研修室</u>	
コート代：550 円（1 時間）		5,500 円（4 時間以内）	
ラケット・ボール貸出し：330 円		8,800 円（4～8 時間以内）	

3. 施設管理費必要経費（令和 7 年度実績）

経費項目	年間金額
施設・設備管理費	776,253 円
清掃・植栽管理費	631,568 円
水道光熱費	2,694,029 円
宿泊関係経費	1,322,621 円